

北海道消防学校教育訓練等のあり方検討会（第1回） 次第

日時：令和元年7月24日（水）15:00～
場所：道庁本庁舎 地下1階危機管理センターB

1 開 会

2 挨拶

3 消防学校の現状の説明

4 意見交換

(1) 教育訓練のあり方について

(2) 消防学校の施設のあり方について

(3) 組織体制のあり方について

(4) 道消防学校と札幌市消防学校との連携について

5 その他

《配布資料》

次第	NO	資料名	頁
2 挨拶	資料1	「北海道消防学校教育訓練等のあり方検討会」の開催について	1
3 消防学校の現状の説明	資料2	北海道消防学校の現状	2～6
4 意見交換	資料3	教育訓練のあり方について（国の基準との比較）	7～8
	資料4-1	消防学校の施設のあり方について（国の基準との比較）	9
	資料4-2	緊急消防援助隊の活動拠点機能について	10
	資料5	組織体制のあり方について	11～12
	資料6	道消防学校と札幌市消防学校との連携（現状）について	13
その他参考	参考資料	北海道消防学校教育訓練等のあり方検討会開催要綱	14～15
		令和元年第2回 北海道議会定例会 予算特別委員会〔総務部審査〕開催状況	16～19

北海道消防学校教育訓練等のあり方検討会（第1回） 出席者名簿

1 構成員

区分	所属	役職	氏名	備考
国	総務省消防庁消防大学校	教務部長兼調査研究部長	守谷 謙一	代理出席 近藤 泉 調査研究部教授
消 防 機 関	札幌市消防局	消防局長	萬年 清隆	欠席
	札幌市消防学校	消防学校長	輪島 俊光	
	函館市消防本部	函館市消防長	近嵐 伸幸	代理出席 佐々木 規充 次長
	苫小牧市消防本部	苫小牧市消防長	脇坂 恭敬	代理出席 寺島 正吉 次長
	小樽市消防本部	小樽市消防長	土田 和豊	
	旭川市消防本部	旭川市消防長	吉野 良一	
	釧路市消防本部	釧路市消防長	葦丸谷 修一	
	公益財団法人北海道消防協会	常務理事	林 信男	
防 災 専 門 家	公益財団法人札幌市防災協会 (H30年北海道胆振東部地震災害検証委員会)	防災・危機管理専門官 (専門委員)	細川 雅彦	
	日本赤十字北海道看護大学 (北海道防災会議)	教授 (委員)	根本 昌宏	

2 オブザーバー

所属	役職	氏名	備考
陸上自衛隊北部方面総監部防衛部防衛課	運用班長	小林 憲正	代理出席 飯干 伸一 1等陸尉
第一管区海上保安本部警備救難部	救難課長	寺中 薫	
北海道警察本部警備部	災害対策官	渡部 雅彦	欠席
北海道市長会事務局	参事	野宮 治夫	
北海道町村会事務局	主幹	吉田 茂雄	欠席

3 事務局等

区分	所属	役職	氏名	備考
道	消防学校	学校長	藪本 秀彦	
		副校長兼総務課長	伊賀 学	
		主任講師	東村 丞	
		総務係長	宮本 竜也	欠席
	総務部危機対策局	危機対策局長	辻井 宏文	
	総務部危機対策局危機対策課	消防担当課長	高梨 勝則	
		消防グループ主幹	相良 光彦	
		消防グループ主査	菅井 大介	
	総務部総務課	総務課長	成田 正行	欠席
	保健福祉部地域医療推進局地域医療課	医療参事	人見 嘉哲	欠席

「北海道消防学校教育訓練等のあり方検討会」について

1 開催目的

今後の北海道消防学校の教育訓練等のあり方について、参考とするため、意見聴取、意見交換等を行うもの。

開催根拠：「附属機関等の設置又は開催及び運営に関する基準」

第2 定義

(懇談会) 行政運営上の参考に資するため、有識者等の参集を求め、意見聴取、意見交換、懇談等を行う会合で、機関としての意思決定は行わないもの。

2 所掌事項（開催要綱第2条）

- (1) 教育訓練のあり方に関する事
- (2) 今後、消防学校に求められる役割（教育訓練を除く）に関する事
- (3) 上記（1）、（2）の内容を踏まえた施設整備のあり方に関する事
- (4) 組織体制のあり方に関する事
- (5) 札幌市消防学校との連携に関する事
- (6) その他前条の目的を達成するため必要な事項に関する事

3 進め方

10月上旬までに3回開催し、概ね次の通り進める。

○第1回（7月24日（水））

- ・消防学校の現状の把握
- ・課題などについて、意見交換

○第2回（8月23日（金））

- ・第1回目の意見を踏まえ事務局で整理する課題等に基づき、あり方の方向性などについて意見交換

○第3回（9月下旬～10月上旬）

- ・第2回目までの、課題やあり方の方向性などの意見を踏まえ、道で整理する「北海道消防学校の教育訓練等のあり方（方向性）」について意見交換



検討会終了後、道で「北海道消防学校の教育訓練等のあり方（案）」を作成しそれに基づき、教育訓練の内容や必要な施設整備の検討を進める

北海道消防学校の現状

【設置目的】

北海道消防学校は、消防組織法第51条及び北海道消防学校条例1条の規定に基づき、道内消防職員及び消防団員の教育訓練を行うため、昭和23年10月（現所在地は昭和40年12月）に、北海道が設置した教育訓練施設である。

○消防組織法第51条 都道府県は、財政上の事情その他特別の事情のある場合を除くほか、単独に又は共同して、消防職員及び消防団員の教育訓練を行うための消防学校を設置しなければならない。 ～2項・3項割愛～

4 消防学校の教育訓練については、消防庁が定める基準を確保するように努めなければならない。

〔*消防庁 ・「消防学校の教育訓練の基準」（以下、『教育訓練基準』）
の基準 ・「消防学校の施設、人員及び運営の基準」（以下、『消防学校施設等の基準』）〕

1 教育訓練

(1) 教育訓練内容

道消防学校では、「教育訓練基準」に準拠し、消防職員を対象とした「初任教育」や「専科教育」、「幹部教育」、道独自の「特別教育」を実施するとともに、消防団員を対象とした教育訓練を実施している。

○主な教育の説明

- ・初任教育：新たに採用された消防職員に対して行う基礎的教育訓練
- ・専科教育：現任の消防職員に対して行う警防・救急・予防査察などの特定分野に関する専門的教育訓練
- ・幹部教育：消防幹部職員に対して行う人事管理業務や現場の安全管理など管理運営に係る教育訓練
- ・特別教育：現任の消防職員に対して行う北海道独自の教育訓練

【平成30年度実績】

初任教育	期間	5ヶ月	専科教育		警防科	救助科	救急科	火災調査科	予防	危険
	人数	235人		回数	未開催	1	2	2	1	1
	前期、後期の二回に分けて実施			日数	—	21日	33日	12日	9日	6日
			人数	—	42人	140人	72人	40人	20人	

幹部教育	回数	1	人数	43人	特別教育		ポンプ	はしご	都市型	水難	MC	消防団員		幹部	基礎	女性
	日数	8日				回数	1	1	1	1	1		回数	2	1	1
						日数	3日	5日	5日	5日	4		日数	3日	4日	3日
					人数	50人	27人	28人	8人	336	人数	88	26	25		

(2) 教育訓練に係る消防を取り巻く環境

① 教育訓練基準の改正

平成27年3月の改正で、「安全管理や実科訓練など災害現場における対応能力を養うための教育訓練」や「緊急消防援助隊の制度や活動内容に関する教育訓練」が拡充されたとともに、「予防査察や違反処理に関する教育訓練」の充実が図られた。

[基準改正の背景]

- ・ベテラン層の大量退職等に伴う経験不足の若年層の増加

道内の消防本部を含む全国の消防機関では、団塊の世代の大量退職により専門的知識や経験を積んだベテラン層の消防職員が減少し、これに伴う新規採用者の大幅な増加がみられる中、火災件数等の減少などにより若年層の現場経験が減少傾向にあることから、安全管理を含めた災害対応力の低下が懸念されている。

【消防職員の退職者の状況(道内)】 *平均年齢 H19：41.6歳 → H29：38.0歳

年度	10～12平均	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
退職者	158	369	380	356	373	420	420	328	321	280	227

【近年の火災件数(道内)】

年度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
火災件数	2,345	2,125	2,152	1,916	1,891	2,083	1,908	1,848	1,692	1,685

- ・災害の複雑多様化・大規模化

災害の態様が複雑多様化していることに加え、大規模化の様相を強めており、緊急消防援助隊派遣時活動も含め、より高度な活動が求められている。

【道内消防が緊急消防援助隊をはじめ広域活動した主な大規模災害等】

年 月	内 容	年 月	内 容
平成5年	北海道南西沖地震	平成15年	出光北海道製油所火災
平成7年	阪神・淡路大震災	平成23年	東日本大震災
平成8年	豊浜トンネル崩落事故	平成28年	北海道集中豪雨
平成12年	有珠山噴火災害	平成30年	北海道胆振東部地震

[説明]

緊急消防援助隊：消防庁からの要請に基づき、被災した都道府県に応援出動する他都道府県の消防隊

② 救急需要の増加

救急需要の増加に伴い救急救命士資格者の養成や救命率を高めるための救急業務の高度化が行政課題の一つとなっている。

【救急対応件数(道内)】(単位：千件)

年度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
救急件数	205	208	219	226	234	238	241	241	248	253

③ 予防業務の専門化・高度化

高齢者施設や有床診療所での火災など、これまでに経験のない態様の火災の発生を受け、消防法令の改正に伴い、予防業務の高度化・専門化が進んでいる。

④ 自主防災組織等による地域防災力の強化

全国的に災害が、大規模化・複雑多様化しており、「自助」、「共助」による地域防災力の強化が求められている。北海道においても、胆振東部地震の検証委員会において、「自主防災組織による地域防災力の強化」が必要である旨の提言を受けている。

【提言内容】*自主防災組織関連一部抜粋（避難行動）

・自主防災組織の活動の充実による地域防災力の強化

住民などが適時的確に避難をするために、日頃から自主防災組織による防災活動を通じて地域防災力の強化が必要であり、道は自主防災組織の組織率を高めるとともに自主防災組織における意識の向上と活動の活性化を図られるよう、市町村と連携して取り組む必要がある。【道・市町村・住民】

【道消防学校の教育訓練の現状】

・自主防災組織からの要望に応じ、その都度、教育訓練を実施する体制（受入体制）

【都道府県の状況（自主防災組織の教育訓練状況）】

区分	カリキュラムに組入実施	受入体制（都度）	実施無
都道府県	17	9	21

⑤ 札幌市消防学校との連携

平成26年9月、道と札幌市における消防に係る課題について協議・検討を行うため、「北海道・札幌市消防連携強化連絡会議」を設置し、将来を見据えた道内消防力の充実強化を図るための連携について検討を進め、道消防学校においては、これまで、札幌市消防学校と、初任教育の合同訓練や大規模災害広域応援指揮課程の共同実施などを行ってきた。また、平成29年7月には、道知事と札幌市長による「北海道・札幌市行政懇談会」において、消防学校間の連携について、北海道全体の消防力・災害対応力の向上に向け精力的に協議を進めることが示されている。

2 施設

(1) 設置場所等

- ① 設置場所：江別市中央町
- ② 敷地面積：49,118 m²

【特性】

- ・訓練に必要な十分な敷地を確保
- ・道内最大都市札幌市に隣接
- ・高速道路インターから近距離
- ・近隣住民から訓練に伴う騒音などへの一定の理解を得ている

(2) 施設の整備状況

現状の施設は、校舎が昭和40年に整備された後、順次、次のとおり整備が行われている。

区分	構造	規模	築年	備考
----	----	----	----	----

校舎	RC造2階建	2, 485 m ²	S40	築後53年経過
区分	構造	規模	築年	備考
寮舎(西棟)	RC造3階建	3, 108 m ²	S49	本年度耐震改修予定
屋内訓練場	S造3階建	2, 395 m ²	S55	H26耐震改修
訓練棟	SRC造12階建	842 m ²	S61	
訓練補助棟	S造8階建	328 m ²	S61	
訓練家屋兼車庫	S造2階建	853 m ²	S63	
講堂兼体育館	S造平屋建	827 m ²	H3	
校舎(救急棟)	RC造2階建	550 m ²	H4	
寮舎(北棟)	RC造2階建	860 m ²	H5	

① 校舎・寮舎の状況

校舎は、建築から53年が経過し全国の都道府県消防学校の中でも最も古く、寮舎についても43年が経過し供に老朽化が進んでおり、平成29年度に実施した耐震診断では、校舎、寮舎ともに「耐震性には疑義がある」との判定を受けている。このため、寮舎については、本年度中の完成を目指し、耐震化工事及び長寿命化工事の事務を進めているが、校舎については、基礎部分の構造上、耐震改修工事は困難と診断されているため、その状況を踏まえ整備の検討を進めており、早期の具体化が必要となっている。

② 訓練施設の状況

平成27年3月改正の「教育訓練基準」とともに改正された「消防学校施設等の基準」で、備えるべき施設に加えられた実践的訓練施設が整備されていない状況にある。

【実践的訓練施設】

区分	説明
模擬消火訓練装置 (AFT装置)	建物内での火災を想定した消火訓練を行うための装置で、模擬火災発生装置、プロパンガス供給装置、排気装置、電気設備、熱遮蔽設備から構成されている。
実火災体験型 訓練施設	内部の燃焼部分で燃焼用部材(木材パレット等)を燃焼させ、熱気と煙を発生させることにより、実際の火災と同等の熱環境、濃煙、中性帯等を体験できる。
震災訓練施設	倒壊建物を想定した敷地に、瓦礫救助訓練施設と救急救助訓練施設を組み合わせることで設置することにより、閉鎖空間における救助訓練等が行える。

③ 教育訓練以外の機能

現在、道の消防学校は、緊急消防援助隊の野営場所としての指定、また、江別市の避難所に指定されている。

～ 参 考 ～ 胆振東部地震においての実績

- ・広域消防応援隊 道央地区(石狩、空知、後志)10隊38名
(道内応援) → 集結場所、事前調整会議、燃料補給
- ・緊急消防援助隊 仙台市・埼玉県の航空隊14名 → 宿泊場所
(道外応援) 横浜市の救助隊17名 → 中継場所

3 教員組織

(1) 現状（H30年度）と消防庁基準との比較

現 状				基 準
管 理 職	役 付 職	一 般 職	合 計	16名
教務課長 1 主任講師 3	講師6(派2)	主任他4(派4)	計14名(派6)	

*副校長が課長を兼務

[説明]

- ・基準：「消防学校の施設や人員等の基準」
人員の基準は、1年度内で最繁忙期の学生数を基準に算出

(2) 現状の道職員教員と市町村派遣教員の割合

基幹を担う道職員教員と、豊富な現場経験を有する派遣職員が連携して学生の教育・訓練にあたっている。

区 分	道職員教員	市町村派遣教員
人 数	8名	6名

教育訓練のあり方について（国の基準との比較）

- 「消防学校の教育訓練の基準」
教育訓練の到達目標、標準的な教科目、時間数等を規定
- 北海道消防学校教育訓練内容（令和元年度）
- ① 消防職員～初任教育、専科教育6科、幹部教育、特別教育5課程2講習
 - ② 消防団員～基礎教育、幹部教育1科、特別教育1課程

○ 消防職員教育

国の基準			道消防学校（H30実績）			状 況 等
種類	種 目	時間	種類	種 目	時間	
初任教育		800	初任教育		800	<p>※以下「消防職員に対する教育」に共通する状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若年層を対象とした現場の経験不足に対応するための安全管理並びに実践的な教育訓練を重視したカリキュラム編成が求められている。 ・大規模・複雑化する災害等に対応するための実践的な教育訓練を重視したカリキュラム編成が求められている。 ・胆振東部地震の検証を踏まえ、札幌市消防局との更なる顔の見える関係構築のため、合同訓練の拡充が必要との意見がある。 ・経験の浅い若年層消防職員の急速な増加、更に建物火災件数の減少等による経験不足から災害対応力の低下が懸念される中、実践的訓練施設（模擬消火訓練施設等）や資器材を使用した訓練が求められている。
専科教育	警防科	70	専科教育	警防科	80	<p>※「専科教育」に共通する状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村のニーズを踏まえ、より実践的な現場活動に即した専門的な訓練や小隊長としての指揮能力を高めるための、新たな教育訓練が求められている。
	特殊災害科	49		—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・道内の中核都市等では、既に特殊災害の対応部隊を整備しているが、大半の市町村では、対応部隊の整備がなされていない状況にあり、要望も少ないことから未実施。（一部内容を警防科・救助科に振り分けて実施。）
	予防査察科	70		予防査察科	64	<ul style="list-style-type: none"> ・高度化・専門化が進んでいることから、現場業務で行われる防火対象物の査察実習などの専門的な教育に力点を置いたカリキュラム編成が求められている。
	危険物科	35		危険物科	40	<ul style="list-style-type: none"> ・高度化・専門化が進んでいることから、実際の危険物施設を用いた立入検査の実習など、専門的な教育に力点を置いたカリキュラム編成が求められている。
	火災調査科	70		火災調査科	88	<ul style="list-style-type: none"> ・高度化・専門化が進んでいることから、模擬家屋を活用し、実現場で行われる火災調査業務の実習などの専門的な教育に力点を置いたカリキュラム編成が求められている。
	救急科	250		救急科	256	<ul style="list-style-type: none"> ・救急隊員の早期養成が望まれて、入校資格や実施時期等について、検証する必要がある。 ・救急隊員として基本的に必要とする知識、技術の習得や、救急救命士が行う特定行為の介助及び各種災害時におけるトリアージや応急処置などの実践的実習等に重点を置いたカリキュラム編成が求められている。 ・国際的なイベント等に対応した救急処置や周産期医療に対応したカリキュラム編成が求められている。 ・現場活動における外国人対応やコールトリアージを考慮したカリキュラム編成が求められている。
	准救急科	92		—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・非常備消防の職員等に対し、救急隊員の資格を付与する教育訓練であり、市町村の要望がないことから未実施。
救助科	140	救助科	160	<ul style="list-style-type: none"> ・広域応援する道内消防本部の各部隊が円滑かつ適確に活動できるよう、大規模災害を想定した指揮能力や高度な救助技術を習得並びに現場連携を想定した図上・現場想定訓練に力点を置いたカリキュラム編成が求められている。 		
幹部教育	初級幹部科	70	幹部教育	幹部科	56	<ul style="list-style-type: none"> ・初級幹部科及び上級幹部科の要望がないことから、初級幹部科の現場指揮要領18時間と、上級幹部科の危機管理7時間の内容を幹部科（中級幹部科）に統合し実施。 ・大量退職により、新たに幹部職員となった若手の係長に対する人事管理、労務管理、及び安全管理、更には指揮活動などの実践的な訓練を重視したカリキュラム編成が求められている。
	中級幹部科	49				
	上級幹部科	21				

国の基準			道消防学校（H30実績）			状 況 等
種類	種目	時間	種類	種目	時間	
特別教育		—	特別教育	はしご自動車運用課程	32	・都市型救助等の高い技術力を有する札幌市消防学校との更なる相互連携などの強化が求められる。 ・胆振東部地震における検証結果を踏まえ、広域応援活動における更なる対応力の向上のほか、他の防災関係機関との図上訓練や実動訓練実施の検討が必要である。
				ポンプ操法指導員課程	16	
				都市型救助課程	32	
				水難救助課程	32	
				大規模災害広域応援指揮課程	70	
			MC関係特別教育	ビデオ硬性喉頭鏡講習	8	・救急救命士に対し、特別な目的のため実施
				処置拡大2行為講習	29	

○ 消防団員教育

国の基準			道消防学校（H30実績）			状 況 等
種類	種目	時間	種類	種目	時間	
基礎教育		24	基礎教育		24	※以下「消防団員に対する教育」に共通する課題 ・サラリーマン団員や女性消防団員等及び機能別消防団が増加する中、多様化する団員構成に対応したカリキュラム編成が求められている。
専科教育	警防科	12	専科教育	—	—	・毎年実施している消防団員現地教育の指導項目に、各科で実施する内容を網羅していることから未実施。 ・大規模災害時の消火活動、避難誘導、救助や救護等、実践的実習等に重点を置いたカリキュラム編成が求められている。
	機関科	12		—	—	
幹部教育	初級幹部科	12	幹部教育	—	—	・各市町村からの要望がないことから未実施。 ・現場指揮課程と分団指揮課程を統合し、指揮幹部科として実施。
	指揮幹部科現場指揮課程	14		指揮幹部科	22	
	指揮幹部科分団指揮課程	10				
特別教育		—	特別教育	女性団員課程	16	

消防学校の施設のあり方について（国の基準との比較）

○ 「消防学校の施設、人員及び運営の基準」

必要な施設を具体的に規定するとともに、人員及び運営に必要な事項を規定

■施設の状況

		国の基準施設	北海道	状 況 等	
教育訓練施設	教室	普通教室	○	・面積が狭く、適切な授業環境となっていない	
		大教室	×	・大規模授業や大がかりな図上訓練等に使用できる教室がない	
		各種実験室	○	・面積が狭く、適切な授業環境となっていない	
		視聴覚教室	○		
	図書室、体力錬成施設		○		
	講堂		○	※道：講堂兼体育館（校舎別棟）	
	消防訓練場	訓練場、訓練塔等		○	※訓練塔等 → 訓練塔、訓練補助塔
		屋内訓練場		○	
		放水訓練用施設		×	・訓練塔、訓練補助塔、車庫で代用
		消火訓練施設		×	・実践的な消火放水訓練ができない状況
		水難救助訓練用施設		×	・野幌運動公園のプールを借用しており訓練に支障無
		実践的訓練施設			
		模擬消火訓練装置		×	・災害現場に近い状況を再現し、より実践的な訓練を行うための訓練施設（H27.3基準改正で基準施設） ・より実践的な訓練ができていない状況 ・実火災体験型施設は、簡易型で実施。
実火災体験型訓練施設		△			
震災訓練施設		×			
管理施設	校長室、職員室、講師控室、宿直室、医務室、会議室		○		
宿泊施設	学生寮	寄宿自習室、共用室、洗面・洗濯室、浴場		○	
	食堂等	食堂、調理室 調理職員控室		○	
その他	車庫		○		
	洗浄乾燥室		×	・訓練の汗や放水等の水分が乾かない状態で防火衣を装着	

*上記の太枠は、校舎に係る施設

■他県の状況

都道府県名	学生数		現校舎 年月日	延床 面積	校舎施設		訓練施設			備 考
	寮定	最学			大教室	洗乾室	消火訓練施設	模擬消火訓練装置	震災訓練施設	
愛知県	174	209	S52.9.30	3,020						
埼玉県	200	364	S54.1.8	1,916	○	○	○		○	
神奈川県	256	273	H6.5.16	3,369	○	○	○	○	○	
大阪府	234	467	H21.3.31	5,471	○	○	○		○	
宮城県	140	120	H23.11.1	4,149	○	○			○	
富山県	60	47	H24.4.1	2,330			○	○	○	
山梨県	60	68	H27.4.1	2,223	○		○		○	
和歌山県	60	54	H29.4.1	1,942		○		○	○	
福岡県	150	123	H29.4.1	3,900	○		○	○	○	
千葉県	200	237	H31.4.1	3,828	○	○	○	○	○	
北海道	250	222	S40.12.1	3,158						

*模擬消火訓練装置欄の神奈川県、富山県、福岡県は、実火災消火訓練施設を設置。

緊急消防援助隊の活動拠点施設について

1 緊急消防援助隊の活動拠点施設（「緊急消防援助隊活動拠点施設に関する調査報告書」抜粋(H24.3 消防庁)）

(1) 機能

緊急消防援助隊の活動能力向上に向け、被災地への迅速な消防部隊の投入を可能にし、自立的な活動を確実に遂行するために、必要な活動部隊への後方支援機能を担う広域的な総合進出拠点機能【拠点施設のポイント】

- ① 利便性：他県からの一義的な進出拠点、後方支援物資の確保・供給という観点から、アクセスが容易であることが望ましい。
- ② 耐震性：拠点の施設は、災害に耐えられる施設であることが必要。
- ③ 施設面：施設運営に必要なエネルギー供給機能があることが必要。

(2) 整備イメージ（「～報告書」抜粋）

【消防学校一体型】

都道府県や主要都市等に設けられている消防学校は、あらかじめある程度の拠点施設の所要条件を備えている。また、一般的に立地条件にも恵まれ、日ごろの訓練等を通じて平常時の施設・設備や備蓄資機材の維持管理が行えることから、好条件がそろっているとえよう。

■特徴としては

- ・ 平常時に消防学校として使用する宿泊施設が、そのまま応援部隊の宿泊に使用可能である。
- ・ 生活関連施設も整備されている。
- ・ 燃料等の備蓄物資を平常時にも使えるので、劣化が防げる。
- ・ 通常の消防活動では使用しない大型資機材等を訓練時に使用し、災害時に活用できる。
- ・ 学生が研修中の場合は、消防学校隊を編成し、保有資機材を活用し、戦力として初期活動が可能である。などが挙げられる。

2 他都府県の状況

区 分	道の 状況	確認結果			
		有	無	備 考	
緊急消防援助隊活動拠点の位置づけ	△	29	17		
施設及び設備内容 ※位置づけ有の学校のみ	災対本部・作戦室	△	28	1	
	ヘリコプター駐機	○	25	4	
	非常電源	×	22	7	
	備蓄	×	14	15	
	災害活動用資機材等整備	×	18	11	

3 北海道胆振東部地震における消防学校の活用

(1) 北海道広域消防応援隊

道央地区の石狩、空知、後志管内の広域消防応援隊の集結場所とし事前の調整会議を実施したほか、学校の燃料を補給するなどの活用。

(2) 緊急消防援助隊

仙台市や埼玉県の航空隊宿泊及び横浜市の中継場所として活用。

組織体制のあり方について

1 教官の状況等

- H30 年度における道消防学校教官の適正配置数は、国の算定基準では 16 名であるが、現状では 14 名しか配置されておらず、学生（特に新任教育）の安全管理や教官の安全衛生面で、十分とはいえない状況が生じている。
- プロパー教官の年齢構成が近いことから退職時期が重なることや、今後の教育訓練のあり方を踏まえ、派遣教官の一層の活用について将来に向けた検討が必要となっている。

(1) 教官数の基準について (H27 年 3 月、国の基準改正)

基準（「消防学校の施設や人員等の基準」）は、学生の安全管理を行う十分な人員を確保する観点から従前の年間平均在籍学生数に基づく算定方式から、最繁忙期の学生数に基づく算定方式に変更されている。

【H30 年度 道消防学校教官数と消防庁基準との比較】

現 状				基 準
管 理 職	役 付 職	一 般 職	合 計	
教務課長 1 主任講師 3	講師 6 (派 2)	主任他 4 (派 4)	計 14 名 (派 6)	16 名 学生数 係数 補正 (190 人以上) (222 × 0.09 × 0.8 *端数切上)

* 他に学校長、副校長（教務課長を兼務）を配置

* 最繁忙時：初任（前期）144 人＋救助 42 人＋火災調査 36 人＝222 人

* 道内消防からは前期入校の要望が高く、今後も最繁忙人数の減少は見込めない

【H30 年度 教官 1 人当たりの受け持ち学生数（最繁忙時）】 R 元.6 全国調査

区 分	1 人当たり学生数	備 考
北海道	15.85 人	・学生 222 人/教官 14 人 ・国の基準では 16 人
全国平均	12.58 人	

(2) 道職員教官と派遣（市町村）教官

現在、道消防学校の教官体制は、全国に比べてプロパー教官の比率が高い状況であるが、基幹を担う道職員教官と、豊富な現場経験を有する派遣教官（派遣期間 2 年間）が連携しながら学生の教育・訓練にあたっている。

【H30 年度 プロパー教官の割合】 R 元.6 全国調査

区 分	プロパーの割合	備 考
北海道	57%	H30 プロパー 8 人、派遣 6 人
全国平均	39%	東京（教官 60 人全員がプロパー）を除く全国平均は 30%

* プロパー教官の割合が 50%以上の都道府県は、12/47 (1/4 程度)

2 道組織における消防学校の位置づけ

道の関係規定は次のとおり。

(1) 北海道消防学校条例(昭和 39 年 4 月 1 日 条例第 42 号)※抜粋

(設置)

第 1 条 市町村の消防職員及び消防団員の訓練を行うため、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）

第 51 条第 1 項の規定により、北海道消防学校（以下「消防学校」という。）を設置する。

(位置)

第 2 条 消防学校は、江別市に置く。

(職員)

第 3 条 消防学校に次の職員を置く。

学校長、教頭、講師、主事

2 前項のほか、必要な職員を置くことができる。

(2) 北海道行政組織規則(昭和 41 年 4 月 1 日 規則第 21 号)※抜粋

(名称及び位置)

第 55 条 消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 51 条第 1 項の規定により設置された消防学校の名称及び位置は、次のとおりである。

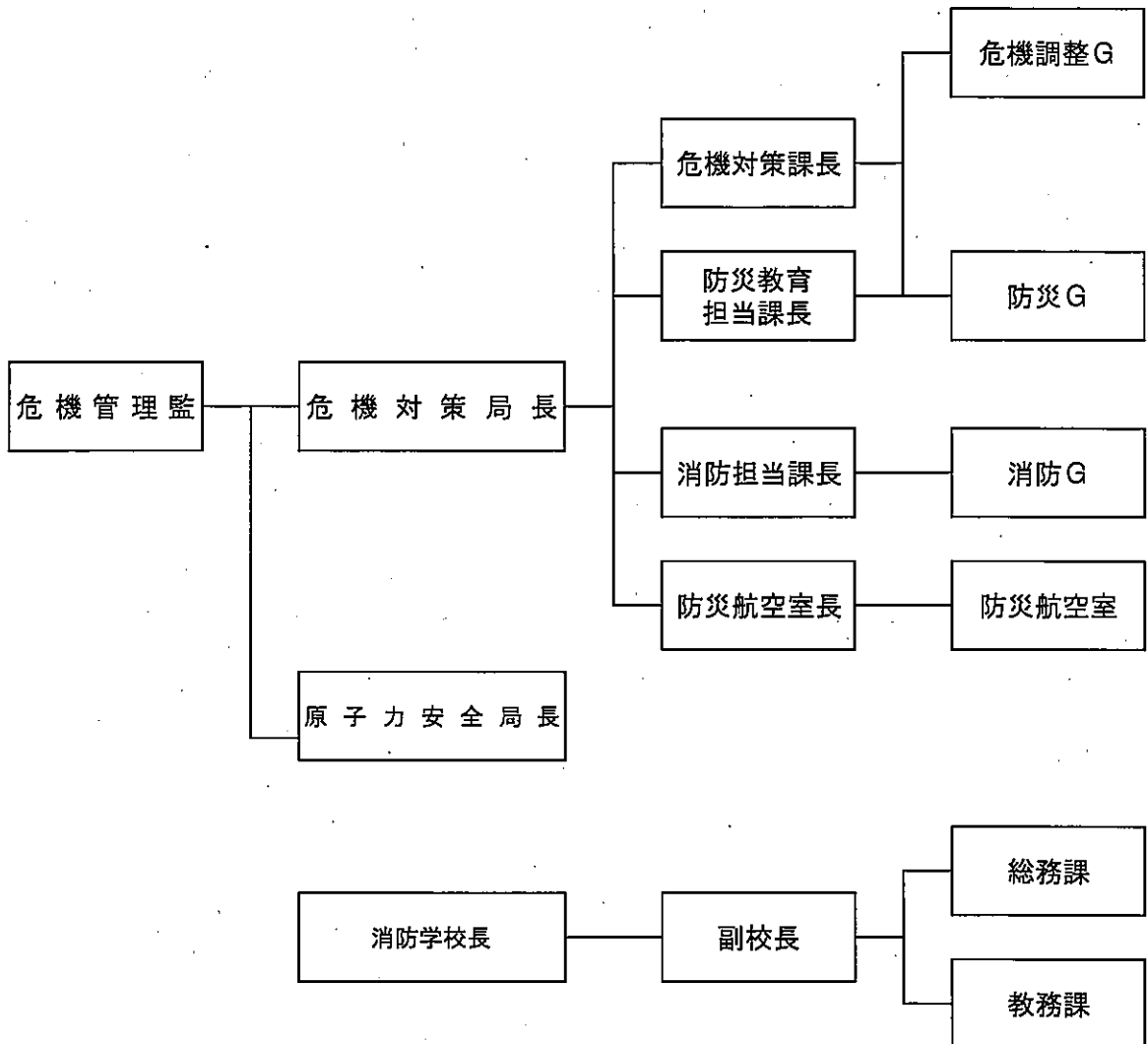
名称	位置
北海道消防学校	江別市

(所掌事務)

第 56 条 消防学校は、市町村の消防職員及び消防団員の教育訓練を行う事務を所掌する。

危機対策局・消防学校組織図

令和元年7月1日現在



道消防学校と札幌市消防学校との連携(現状)について

1 経緯

道消防学校は、昭和23年に設立し、札幌市を含む全道の消防士に対する育成を行っていたが、札幌市において、複雑多様化する都市型災害に対応する消防士の育成を目的とし平成11年11月に独自の消防学校を設置。

2 北海道・札幌市消防連携強化連絡会議設置

(1) 設置年月日

平成26年9月8日

(2) 設置目的

東日本大震災という未曾有の大災害をはじめ、地震・局地的豪雨・暴風雪等による災害が各地で頻発し、国民の生命、身体及び財産の災害からの保護等の消防の任務は重要性を増している。一方で、少子高齢化の進展や被雇用者の増加など社会経済状況の変化により、地域防災力の中心的な担い手である消防団員は減少の一途を辿っている。こうした消防行政を取り巻く状況を踏まえ、道と札幌市の連携強化等、現下の消防における道と札幌市が抱える諸課題について協議・検討を行い、将来を見据え道内(札幌市を含む。)の消防力の向上を図ることを目的とする。

(3) これまでの協議結果を踏まえ、道と札幌市が連携し実施した主な教育訓練

- ・ 両校の初任教育による大規模災害合同訓練の実施
- ・ 市消防学校救急科救急標準課程における道内消防職員の受入れ
- ・ 特別教育大規模災害広域応援指揮課程の共同開催

【訓練概要】

教育訓練	H30年度実施結果	
	内容	効果等
初任教育 合同大規模災害対応訓練	両校の初任教育学生(研修生)が一致団結し、大規模災害発生時における道内消防職員間の連携を強化し、北海道全体の消防力の強化を図るため、地震による大規模災害発生時の広域応援活動を想定し、河川敷での行方不明者の捜索訓練や長距離にわたる負傷者の搬送訓練、野営訓練などを実施。 ・期間:H30.8.8~8.9 ・人数:180名(道141名、39名)	大規模災害発生に伴う広域応援活動を想定し、過酷な条件下での災害活動訓練を通じて、長期間にわたる災害活動に耐える体力、精神力の向上とともに、両校の初任教育学生(研修生)が合同訓練を実施することにより、大規模災害発生時における道内消防職員間の連携を強化し、北海道全体の消防力の強化を図られた。
専科教育救急科	道消防学校の救急科で受入可能人員を超え、かつ、消防本部が希望する場合に、札幌市消防学校が受入れ実施。 ・期間:H30.5.14~6.27 ・場所:札消防学 ・人数:40名(道1名、札幌39名)	道内消防本部の救急隊員の早期育成の要望に応えることができた。
特別教育 大規模災害広域応援指揮課程	道と市が大規模災害広域応援を組み入れた指揮課程を共同実施。 ・期間:①H30.11.12~22 ②H30.12.3~12 ・場所:札消防学、札各署 ・人数:①30名(道19名、札幌11名) ②28名(道20名、札幌8名)	・道内各消防と札幌消防の繋がりが図られた。 ・指揮能力及び広域応援能力の向上が図られた